

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	宮崎市 子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	宮崎市子ども医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務
②事務の概要	宮崎市子ども医療費助成に関する条例等に基づき、乳幼児における住民記録情報や保険加入情報等により審査し、資格の認定や消滅及び医療費の助成、県への補助金申請等を行う。これらの事務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 [用語]・乳幼児:未就学児(0～6歳)・小中学生:小学1年～中学3年(7～15歳)・子ども:乳幼児及び小中学生 1. 子ども医療費受給資格証交付申請書の受理 2. 子ども医療費受給資格の審査 3. 子ども医療費の助成 4. 各種届出の受理 5. 各種届出の審査 6. 県への補助金申請(補助対象かどうかを確認するための保護者の所得審査を含む) 7. 官公署等への必要な資料の提供等の求め
③システムの名称	子ども医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という)第9条第2項 宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号及び個人情報保護委員会規則第4条第1項に基づく届出 宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の8の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市子ども未来部親子保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市子ども未来部親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき、利用開始までに制定することを想定している市条例	番号法第9条第2項 宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の2の項	事後	条例制定による
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項に基づく特定個人情報保護委員会規則	番号法第19条第14項に基づく個人情報保護委員会規則 宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の8の項	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項に基づく個人情報保護委員会規則	番号法第19条第8項及び個人情報保護委員会規則第4条第1項に基づく届出	事後	法改正に伴う変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部子ども課	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 羽木本 光男	課長 米良 博子	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	宮崎市福祉部子ども課(市役所本庁舎1階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 TEL 0985-42-7965	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 米良 博子	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	評価書名	宮崎市 乳幼児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	宮崎市 子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	子ども医療費助成制度の拡充による
令和2年10月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	宮崎市は、乳幼児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、…	宮崎市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、…	事後	子ども医療費助成制度の拡充による
令和2年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務	宮崎市子ども医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務	事後	子ども医療費助成制度の拡充による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例等に基づき、乳幼児における住民記録情報や保険加入情報等により審査し、資格の認定や消滅及び医療費の助成、県への補助金申請等を行う。これらの事務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 1. 乳幼児医療費受給資格証交付申請書の受理 2. 乳幼児医療費受給資格の審査 3. 乳幼児医療費の助成 4. 各種届出の受理 5. 各種届出の審査 6. 県への補助金申請(補助対象かどうかを確認するための保護者の所得審査を含む) 7. 官公署等への必要な資料の提供等の求め	宮崎市子ども医療費助成に関する条例等に基づき、乳幼児における住民記録情報や保険加入情報等により審査し、資格の認定や消滅及び医療費の助成、県への補助金申請等を行う。これらの事務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 [用語]・乳幼児:未就学児(0～6歳)・小中学生:小学1年～中学3年(7～15歳)・子ども:乳幼児及び小中学生 1. 子ども医療費受給資格証交付申請書の受理 2. 子ども医療費受給資格の審査 3. 子ども医療費の助成 4. 各種届出の受理 5. 各種届出の審査 6. 県への補助金申請(補助対象かどうかを確認するための保護者の所得審査を含む) 7. 官公署等への必要な資料の提供等の求め	事後	子ども医療費助成制度の拡充による
令和2年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	乳幼児医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	子ども医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	子ども医療費助成制度の拡充による
令和2年10月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	乳幼児医療費助成ファイル	子ども医療費助成ファイル	事後	子ども医療費助成制度の拡充による
令和2年10月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課	宮崎市子ども未来部親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200	宮崎市子ども未来部親子保健課(宮崎市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2 電話番号0985-73-8200	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第3号及び個人情報保護委員会規則第4条第1項に基づく届出	番号法第19条第9号及び個人情報保護委員会規則第4条第1項に基づく届出	事後	番号法の改正による見直し
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため